

1. 件名：事前調整（プレコンディショニング）について
2. 日時：令和2年10月15日 10時00分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ

実用炉監視部門 高須統括監視指導官、平田上席監視指導官、小野上級原子炉解析専門官、久光上級原子炉解析専門官、志賀主任監視指導官、反町主任監視指導官、東原子力規制専門員

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他1名

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 課長 他2名

関西電力株式会社 原子力事業本部

原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー 他3名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当

原子力エネルギー協議会（以下「A T E N A」という。） 部長 他2名

5. 要旨

- (1) A T E N Aから、令和2年2月13日に「検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談」で説明した事前調整（プレコンディショニング）について、今回追加したディーゼル発電機の負荷試験前のエアランに関する妥当性・対応案を含め、資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁より、ディーゼル発電機負荷試験に関して、メーカー推奨との理由から事前調整に当たらないとしていること他、以下の内容を整理した上で改めて事前調整（プレコンディショニング）の妥当性について説明するよう伝え、事業者から了解した旨回答があった。
 - ターニング、注油、エアランの妥当性・対応案をそれぞれ分けること。
 - エアランにより、起動時に動作する主始動弁の状態が変化することになるが、その妥当性について。
 - 試験後にエアランを実施していない理由

6. 面談資料

資料1：事前調整（プレコンディショニング）について